

イ 支出項目別比率

区 分	総 額	消 費 的 支 出					資 本 的 支 出			
		教授費	維持費	修繕費	補 助 活 動 費	所 定 支 払 金	土地・ 建築費	設備・ 備品費	図 書 購 入 費	
PTA寄付金 全 日 制	100.0%	36.0%	6.4%	4.7%	1.6%	7.1%	24.7%	18.0%	1.5%	
その他寄付金 定 時 制	100.0	35.3	6.1	4.6	2.8	6.2	19.2	26.6	1.0	
学校徴収金 全 日 制	100.0%	62.8%	1.4	2.5	0.5	3.3	12.5	12.8	4.2	
学校徴収金 定 時 制	100.0	48.8	1.9	1.9	33.9	3.9	3.9	7.1	2.6	

ウ、生徒1人あたり私費

課程別	1人あたりの額			学 校 徴 収 金		
	本 県	全 国	比 較	本 県	全 国	比 較
全 日 制 高 校	円 8,627	8,680	△ 53	9,068	7,216	1,852
定 時 制 高 校	5,597	3,252	2,345	7,690	6,515	1,175
通 信 制 高 校	458	201	257	1,707	289	1,418

② 私費で雇用した職員

ア、私費雇用職員の職種別比率

職種別 人員計	図書館 職員	事 務 補助員	教務関係 補助	進路関 係事務	実験実 習補助	給 食 補助員	用務員 労務員	寄宿舎 事務 その他
182	52	110	1	5	6	3	2	3
100%	28.6	60.5	0.5	2.8	3.3	1.6	1.1	1.6

③ 団体会計徴収金

ア、生徒1人あたり平均徴収月額

区分 課程別	PTA 会 費	生 徒 会 費	図 書 費	実 験 費 実 習 費	施 設 費 設 備 費	そ の 他
全 日 制	270円	178	77	68	633	447
定 時 制	239円	145	45	32	507	969

なお、詳細は報告書を刊行したので参照されたい。

は給料10%、諸手当1.36%、その他0.61%、計12.67%と史上最高を示した。

改正内容は、給料表では初任給と世帯形成時の職員の給与引き上げを中心に、中位等級以下の職員の給与改善に重点がおかれ、前年より1ヵ月早く、5月1日から勧告どおり適用された。

諸手当では

- (1) 医師の初任給調整手当が引き上げられた。
- (2) 通勤手当は、自転車使用者が900円に引き上げられ、自転車等使用者で片道10km以上ある者は1,400円支給されることとなった。
- (3) 住居手当が新設され、月額3,000円を超える家賃等を負担している者に3,000円を限度として支給されることとなった。
- (4) 6月支給の期末・勤勉手当が各々0.1ヵ月分引き上げられた。
- (5) 隔遠地手当が名称を特勤手当に改められ、5段階の級地から6段階の級地となり、一級地加えられた。
- (6) 特勤手当に準ずる手当、へき地手当に準ずる手当が新設され、特勤公署及び準特勤公署(小・中学校はへき地等学校)に異動して住居移転した職員には一定期間4%(5年後は2%)の手当が支給されることとなった。

また産業教育手当が昭和45年4月1日から、農業、水産に関する教科担当教員に対し、7%が10%(定通手当受給者3%→6%)に引き上げられた。

第7節 教職員の給与

1. 給与制度改革の概要

昭和45年度においては、前年度に引き続いて人事委員会の給与勧告に基づく給与改定が行なわれたが、その引き上げ率

2. 給与支給の電算化

県職員(小・中学校職員を除く)に対する給与支払予算が、県の電算推進体制に呼応して昭和45年4月1日から電算処理され、これに伴ない各所属における給与予算の執行を本庁で集中管理されることとなった。

給与の種類	支 給 条 件		支 給 日	備 考
	支 給 対 象 者	支 給 率 又 は 支 給 額		
給料の調整額	特殊学校の教員(特殊免許の有無に関係なし)	給料月額×8%	給料の支給日	
手 当	1. 給料の特別調整額(管理職手当)	教育次長-----> 給与月額×20%	同 上	
		課長相当職員-----> 同 上×16%		
		校 長-----> 同 上×12%		
		教頭、定時制、通信制主事-----> 同 上×10%		